

健康福祉部

地域で活躍する医師確保促進事業【R4新規】

◆事業内容

市町村又は市町村立医療機関が、医師少数区域・スポットに所在する医療機関で勤務等する常勤医を、県内外から確保する取組みに対し、財政支援を行う。

＜補助先＞ 市町村又は市町村立医療機関

＜条件＞

○医師少数区域※1、または医師少数スポット※2内にある救急・へき地医療に取り組む医療機関（いずれも100床未満）で、常勤医確保のための事業であること。

※1 最上地域、庄内地域

※2 二次医療圏よりも小さい単位の地域で局所的に医師が少ない地域

○取組みの対象とする医師は、県内外に居住し、医師少数区域・スポットの医療機関に常勤医として勤務する医師であること。なお、県外在住医師においては、過去5年間、県内勤務の経験がない（研修による勤務を除く）医師であること。また、臨床研修医及び専攻医は対象外。

＜補助内容＞

① 医師確保に向けた取組みへの補助

対象経費：報償費、旅費、役務費、委託料、食糧費 等

（想定：県外医師への訪問、招致、医療機器メーカー・コンサルタント等を活用した取組）

補助率：1/2（補助上限額1,000千円）

② 誘致した医師への研修経費支給に対する補助

対象経費：旅費、負担金、需用費 等

（想定：県外研修への参加、専門書籍の購入 など）

補助率：10/10（補助上限額500千円）